

公の施設の指定管理者制度導入に関する基本指針

平成 1 7 年 2 月

愛 川 町

目 次

1 指定管理者制度の概要

- (1) 導入の目的・経緯（「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ）・・・・・・・・・・ 1
- (2) 管理委託制度と指定管理者制度との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 指定管理者制度導入のポイントと導入により実施できる業務・・・・・・・・・・ 3
- (4) 経過措置・・ 4

2 指定管理者制度の導入手続

- (1) 指定管理者制度への対応方針の決定（導入対象とする施設の選定）・・・・・・・・ 4
- (2) 条例の制定・改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 指定管理者の公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 指定管理者（候補者）の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 議会の議決（事件議案の提出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 指定管理者の指定（指定管理者との協定の締結）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) 個人情報の保護に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (8) 指定管理者による管理運営の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (9) 事業報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3 本町における指定管理者制度導入に向けての基本方針

- (1) 指定管理者制度導入に向けての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ア 公の施設の類型化とそれぞれの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - イ 指定の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ウ 協定の締結等に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - エ 利用料金制度の採用検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - オ 条例の制定方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - カ 指定管理者の指定に係る予算の取扱いと債務負担行為の設定・・・・・・・・ 9
 - キ 個人情報の保護に関する規定整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ク 指定管理者に対する情報公開請求の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ケ 推進体制・・ 10
- (2) 指定管理者（候補者）の選定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 指定管理者の選定基準の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 指定管理者(候補者)選定委員会の設置・運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4 本町における指定管理者制度導入にあたっての具体的対応方針と課題

- (1) 既委託施設の対応（「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行する施設）・・・ 12
- (2) 指定管理者制度導入にあたっての課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1 指定管理者制度の概要

(1) 導入の目的・経緯（「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ）

公の施設の管理運営を委託する場合においては、これまでは公共団体や公共的団体又は政令で定める出資法人等にその委託先を限定する「管理委託制度」に基づき、具体的な管理受託者を条例で規定することにより行われていた。

しかし、地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により、これまでの管理委託制度に替わって、株式会社や N P O 法人など民間事業者等を含め、地方公共団体が指定するもの（「指定管理者」）に管理を行わせることができる制度が創設された。

この指定管理者とは、「官から民へ」の構造改革の下、簡素で効率的な行政運営を実現するためには、民間能力の活用を阻む規制や制度を取り払うことが重要であるとの認識に基づき、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で管理受託者の範囲及び権限を拡大したものである。

これは、公の施設の公共性に着目してきた従来の考え方を転換し、施設の管理に民間事業者等を参入させることにより、民間事業者等の有するノウハウやアイデアを活用し、管理経費の節減と利用者に対するサービスの向上を図ろうとするもので、これにより従来の管理委託制度は廃止され、指定管理者制度に一本化されることとなった。

「公の施設」とは？

住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設をいい、その設置に当たっては、法律等に定めがあるものを除いて、条例で定めなければならないこととされている。

公の施設の主なものとしては、公民館、図書館、学校、保育園、都市公園、斎場などが該当し、住民の利用に供することを目的としない施設（役場庁舎、出張所など）や財政上の必要のために設置する施設（競輪場など）は公の施設に当たらないと解されている。

公の施設の「管理」とは？

指定管理者が行う公の施設の管理とは、施設の設置目的に沿って行われる包括的な管理のことで、清掃、警備、植栽の管理など、施設の個々のメンテナンス業務とは異なるものである。

したがって、これらのメンテナンス業務の委託は、従来どおり民間事業者との委託契約により委託が可能である。また、指定管理者制度を導入する施設における清掃、警備などのメンテナンス業務については、指定管理者が直接行うか、又は指定管理者から専門業者に委託して行うことになる。

「公共団体」、「公共的団体」とは？

公の施設の管理委託制度に関する規定は、地方自治法の改正によりすでに削除

されているが、用語解説として引用すると、「公共団体」とは、地方公共団体（都道府県、市町村、一部事務組合など）、土地改良区、都市整備公団のように、一定区域の一定の資格要件を有する者によって構成されるものをいい、「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、赤十字社、地縁による団体（自治会、町内会）のように公共的な活動を営む法人その他の団体をいう。

(2) 管理委託制度と指定管理者制度との比較

従来の「管理委託制度」と新たな「指定管理者制度」の違いをまとめると、概ね次のようになる。

区 分	管理委託制度	指定管理者制度
管理運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 公共団体、公共的団体、出資法人等に限定 管理受託者名を条例で規定 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者を含む法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではないが、個人は不可） 議会の議決を経て指定
法的性格	公法上の契約関係 <ul style="list-style-type: none"> 条例を根拠とする公法上の契約に基づき、管理受託者に「委託」するもの 	管理の代行 <ul style="list-style-type: none"> 指定という行政処分に基づき、施設の管理権限を指定管理者に「委任」するもの
管理権限	設置者たる地方公共団体の長 <ul style="list-style-type: none"> 管理受託者は地方公共団体の管理権限の下で委託契約に基づき具体的な管理業務を執行する。 	指定管理者（一部の権限は除く） <ul style="list-style-type: none"> 条例で定める範囲内の業務を執行する。
施設の使用許可	管理受託者はできない。	指定管理者が行うことができる。
基本的な利用条件の設定	管理受託者はできない。	条例で定めることを要し、指定管理者はできない。
不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可	管理受託者はできない。	指定管理者はできない。
契約の形態	委託契約の締結	「指定」という行政処分 <ul style="list-style-type: none"> 管理の詳細は「協定」を締結することにより明確にする。 指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、入札の対象にはならない。
利用料金制度	採用可能	採用可能

道路法、河川法、学校教育法等の個別の法律で公の施設の管理主体が限定さ

れているものは、原則として指定管理者制度を採用できないこととされている。

施設の民間委託については、従来は法的な制約があったため、清掃・警備などの各種メンテナンス業務や受付業務のみに限定した委託、また地方公共団体が100%出資した株式会社などに管理委託する方法に限られていたが、今後、全国自治体で指定管理者制度に基づく民間委託が急速に進展することが予想される。

(3) 指定管理者制度導入のポイントと導入により実施できる業務

条例の制定（改正）

公の施設のうち管理を委託する施設（指定管理者による管理を行う施設）については、指定の手续や業務の具体的範囲など地方自治法で定める必要事項を必ず条例で規定しなければならない。

指定管理者の指定の方法

上記の条例に従い、議会の議決を経て、個々の指定管理者ごとに期間を定めて指定する。指定にあたっては、条例の規定に従って公募を行い、指定管理者を内定し、議会の議決を経て正式に指定するという手続が基本となる。

指定管理者の指定行為は、行政処分的一种であり、地方自治法上の契約には該当しないことから入札の対象とはならない。なお、施設管理の詳細は、地方公共団体と指定管理者の間で協定を締結することにより行う。

施設の使用許可

条例の定めるところにより、指定管理者は公の施設の使用許可を行うことができる。ただし、使用料の強制徴収や行政財産の目的外使用等、法令により地方公共団体の長のみが行使できる権限については行うことはできない。

利用料金制

従来の管理受託制度と同様、利用料金制（公の施設使用料を指定管理者が自らの収入として収受する制度）を採ることができる。ただし、条例で定められた基本的枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て料金設定を行う。

事業報告書の提出及び監査権限

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、指定を受けた地方公共団体に対して事業報告書の提出義務が生じる。また、指定管理者が行う施設の管理業務に係る出納関連事務について、監査委員による監査を行うことができる。

地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。指定

管理者が指示に従わないときなど指定の継続が適当でない場合は、指定を取り消し、又は管理業務の停止を命令できる。

指定管理者の行った利用関係の設定に対する不服申立て等

指定管理者が行った公の施設の使用承認など、使用許可処分に関する不服申立てについては、地方公共団体の長に対する審査請求として行うこととされている。

また、指定管理者が管理する施設自体の瑕疵により利用者に損害が生じた場合は、国家賠償法の規定により設置者としての地方公共団体が賠償責任を負うことになるが、指定管理者が行った施設の維持補修等に原因がある場合は、指定管理者に賠償責任が生じる場合もある。また、指定管理者の管理業務に係る行為に起因する場合は、指定管理者及び地方公共団体の双方に賠償責任が生じることになると解されている。

(4) 経過措置

従来の管理委託制度に基づき、現に管理運営を委託している施設については、指定管理者制度に移行するための条例整備や指定管理者の選定等の準備作業が必要になることから、地方自治法の改正法の施行日（平成 15 年 9 月 2 日）から 3 年間は、従来型の管理委託制度を引き続き採ることができる旨の経過措置が設けられている。

したがって、これらの施設については、速やかに施設の管理方式（指定管理者制度による管理又は直営方式）を決定し、指定管理者制度を採用する場合は、遅くとも経過措置が終了する平成 18 年 9 月 1 日までに移行しなければならないこととされている。

この場合、公の施設の管理委託は単年度契約が多いため、委託契約が切れたときの経過措置の解釈が問題となっていたが、この件については、「管理委託契約が経過措置期間（平成 15 年 9 月 2 日～平成 18 年 9 月 1 日）の途中で終了しても、委託契約の更新により従前の契約が存続するときは、改めて指定管理者制度に移行せずに、経過措置期間中においては従来どおり管理委託制度を継続できる」旨の見解が出されている（総務省自治行政局行政課事務連絡）。

2 指定管理者制度の導入手続

今回の法改正は、「管理委託制度」と「指定管理者制度」の両制度を並存させることではなく、管理委託制度を廃止し、指定管理者制度に一本化することである。したがって、新制度の導入にあたっては、次の手続が必要になる。

(1) 指定管理者制度への対応方針の決定（導入対象とする施設の選定）

個々の施設ごとに今後、直営で運営すべきか、民間委託すべきかを総合的に検討し、指定管理者制度への対応方針を定める。

特に、「すでに従来の管理委託制度により管理委託している施設」、「町が直接管理運営している施設」、「今後新規に開設する予定の施設」など、現行の管理の状況ごとに類型化し、それぞれの対応を検討する。

また、「民間分野と競合し民間活力を最大限導入すべき施設（文化・スポーツ施設等）」、「施設の管理運営にあたり資格等を必要とする施設（福祉事業施設、医療施設等）」、「住民活動の拠点となる施設（地域コミュニティ施設等）」など、施設の特性や態様ごとに類型化し、検討を加えることが必要とされている。

(2) 条例の制定・改正

指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、地方自治法の定めるところにより、必要事項を条例で定めることとされている（法第244条の2第4項）。

条例に規定する事項

指定の手續	申請方法、選定基準、事業計画の提出など
管理の基準	住民が施設を利用する基本的な条件（休館日、開館時間、利用制限の要件、管理を通じて取得した個人情報の取扱いなど）
業務の範囲	施設・設備の維持管理、使用許可など

- 1 指定管理者制度を採用する場合の公の施設に関する条例の形式には、2つのパターンが考えられる。1つは、指定管理者制度を採る個々の公の施設設置条例ごとに指定管理者の指定手續に関する事項をはじめ、条例事項とされているすべての項目を盛り込む「施設別・個別条例規定型」のパターンであり、もう1つは、指定管理者の指定手續に関する共通事項を1本の包括的な通則条例にまとめて規定し、他の個別事項は個々の設置条例に定める「通則条例・個別条例分離型」のパターンである。

指定管理者制度を採用する施設が少ない場合は前者のパターン、指定管理者制度を採用する施設が多い場合は後者のパターンが適切とされているが、いずれにしても、法令上、条例事項とされている項目を漏れなく定め、総合的に判断し、住民にとって分かりやすいパターンを選択することが肝要と思われる。

- 2 の「管理の基準」として定める休館日や開館時間等については、従前は主に規則事項として公の施設条例施行規則に規定されていた内容であるが、今後、指定管理者制度を採用する施設にあつては、条例事項として規定していくものである。

(3) 指定管理者の公募

指定管理者の指定は行政処分的一种であり、地方自治法の契約に関する規定の適用はないことから入札の対象とはならないものであるが、競争の原理を確保するた

め、原則として公募の形式を採るのが適当と解されている。

公募にあたっては、募集要領等を策定し、施設管理の方針や基準、業務の具体的範囲など管理条件の提示を行うことになる。

改正地方自治法及び総務省通知では、指定管理者の選定方法については明示されていないが、今回の法改正の趣旨が住民サービスの向上と経費の節減であることを考えれば、候補者を広く公募し、複数の申込者の中から最も適切な団体を公平に選定することが望ましいとされている。

ただし、法で明文規定がない以上、施設の設置目的などを総合的に勘案し、候補者を行政側で絞り込むことに合理的な理由があれば、必ずしも公募によらなくても特段支障ないものと解されている。

(4) 指定管理者（候補者）の選定

指定管理者の選定にあたっては、条例で定める選定基準に基づき、施設の設置目的に応じた選定要領や応募資格等を策定するとともに、候補者選定委員会等の選定組織を設置し、その委員には外部委員を加えることが望ましいとされている。

なお、選定組織において提出された事業計画書等を基に、条例で定める選定基準その他選定に係る条件に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定する。また、審査の方法は、一般的には書類審査によって候補団体を絞り、プレゼンテーション等により1団体を選考する方式がとられることが多い。

(5) 議会の議決(事件議案の提出)

指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている（法第244条の2第6項）。この場合、議会において議決すべき事項は、次のとおりとされている（法第244条の2第5項、総務省自治行政局長通知）。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

指定管理者となる団体の名称

指定の期間

1 この議決は、あくまでも管理権限者である首長の提案に対する議会の議決の賛否を決するものであって、議会が指定管理者を選定するものではない。

2 指定の期間については、法令上特段の規定はないが、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が見直す機会を設けるため、当該公の施設の目的や実情を勘案して適切な期間を定めることとされており、合理的理由もなく、長期間の指定を行うことは好ましくないと解されている。

なお、一般的には3年～5年程度の期間設定が多いようである。

3 このように議会への提案が制度導入のための「条例」と指定のための「事件

議案」という２段階の手続を経なければならないことになっており、同一議会において、冒頭で条例を提案・議決し、最終日に指定管理者の指定に係る事件議案を提出することも理論的には可能であるが、条例の施行から公募・選定までの事務スケジュールを考慮すると、実質的には少なくとも２回の議会定例会分（条例を提案・議決後の次の議会定例会において事件議案を提出）の期間以上空けることが一般的とされている。

(6) 指定管理者の指定（指定管理者との協定の締結）

指定管理者が公の施設の管理を行う権限自体は、条例に基づく「指定」という行為によって生じるものであるため、別段「契約」を締結する必要はないとされている。しかし、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務報告書の提出期限、委託料の額、委託料の支払方法、施設内物品の所有権の帰属など、管理業務を行うにあたっての細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により、両者の間で「協定」を締結することが必要とされている（総務省自治行政局長通知）。

(7) 個人情報の保護に関する措置

指定管理者が施設の管理を通じて取得した個人情報の取扱いについては、十分留意するものとし、公の施設設置条例で定める「管理の基準」の中や個人情報保護条例中に個人情報の適正な取扱いに関し必要な規定を盛り込むなど、個人情報の保護に関する所要の措置を講ずることとされている。

(8) 指定管理者による管理運営の開始

指定管理者は、委託を受けた公の施設について、住民の利用を不当に拒否したり、差別的な取扱いをしてはならない旨の規定が追加された（法第244条第2項）。

(9) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後に、地方公共団体に事業報告書を提出しなければならないこととされている（法第244条の2第7項）。これは、公の施設の設置者としての地方公共団体が、指定管理者による施設管理の実態を把握し、当該施設の目的及び事業計画に沿った管理運営が行われているかどうかを点検し、必要に応じて指示を与えるためのものである。

事業報告書の記載内容は、管理業務の実施状況や施設の利用状況、使用料の収入実績、管理に要した経費の収支状況などについて地方公共団体が定めるものである。

3 本町における指定管理者制度導入に向けての基本方針

(1) 指定管理者制度導入に向けて基本的な考え方

ア 公の施設の類型化とそれぞれの基本方針

本町の公の施設を次に掲げる3つの類型に分類し、対応するものとする。

すでに従来制度により公共的団体等に管理委託している施設（既委託施設）

今回の法改正に伴う経過措置が適用になることから、当該経過措置期間内に現行の管理委託制度から指定管理者制度へ移行しなければならないが、実質的に年度当初から移行した方がスムーズな運用が図られるため、その時期としては、条例制定（改正）手続を平成17年9月又は12月議会、指定管理者の指定等の手続を平成17年12月又は平成18年3月議会までに終え、平成18年4月には指定管理者制度への移行を完了する。

本町が直接、管理運営している施設（直営施設）

「行政改革大綱第2次改訂版（平成15年度～17年度）」の中で、公共施設の民間委託推進に係る調査研究についての項目が掲げられているが、これから策定する「行政改革大綱第3次改訂版（平成18年度～20年度）」の期間内には、指定管理者制度の導入を民間委託の中心に据えながら、引き続き検討を進めていくことが求められる。

したがって、今後の人員配置や財政面、施設の特性などを勘案しながら、各施設ごとに管理体制の見直しを行い、直営を堅持するか、又は指定管理者制度を活用した民間委託が実施可能か否かについて精査し、よりよい施設管理のあり方を検討する。

今後新たに開設する予定の施設（新規設置施設）

住民サービスの質的向上と一層の経費節減を図るため、原則として指定管理者制度を適用した管理運営を前提として検討する。

イ 指定の期間

指定管理者を指定する期間については、施設利用者の利便性又は安定的利用と費用対効果のバランスを考慮し、原則として3年間から5年間とする。

また、各施設の性格や業務内容等を考慮し、概ね次の基準により指定期間を設定するものとする。

行政処分として施設の使用許可を行い、施設そのものを住民の利用に供することが主たる目的の施設・・・原則として3年

(例)公民館、体育施設、老人福祉センターなど

施設運営を包括的に委ね、施設の機能を活用し、ソフト事業又は特定者に対するサービスの提供を行う施設・・・原則として5年

(例)保育園、障害者福祉施設など

ウ 協定の締結等に関する考え方

議会において指定管理者の指定に係る議案が議決されたときは、速やかに相手方にその旨を文書で通知するとともに、町ホームページ等により住民に公表し、その後、指定管理者と協定を締結するものとする。

この場合、指定管理者へ支出する委託料の額など単年度ごとに細目的な取り決めを行う必要があるときは、指定期間全体に関する協定（包括協定）と単年度ごとの詳細事項を定める協定（年度協定）の二段階に分けて締結するものとする。

なお、これらの協定に盛り込む項目及び協定書の「標準マニュアル」については、別途定めるものとする。

エ 利用料金制度の採用検討

指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入することにより、効果的・効率的な管理と住民サービスの向上が図られると認められる場合は、導入を検討する。

オ 条例の制定方式

既存施設については設置条例が制定されていることから、指定の手續等を定めるために新たに包括的な通則条例を定める必要はなく、既設条例に指定の手續等を追加する改正で足りるほか、新規施設の場合についても、設置条例の中に所要の規定を盛り込むことで、通則条例を別途制定する必要はないものと思われる。

また、「業務の範囲」の設定や指定管理者になり得る団体については、施設の特性に応じて個別に判断する必要があるとあり、共通化が図れないため、包括的な通則条例を制定するにしても、個別の条例で規定すべき項目が多くなることが予想され、通則条例と個別条例の規定内容がアンバランスになるといわざるを得ない。

したがって、指定の手續等を定める包括的な通則条例を制定する意味が見出せないことから、個別の設置条例の中に所要の規定を盛り込む「施設別・個別条例規定型」のパターンを採用するものとする。

カ 指定管理者の指定に係る予算の取扱いと債務負担行為の設定

指定管理者の指定には予算の裏づけが必要となるが、指定管理候補者の選定手續は、指定という行政処分を行うための準備行為であるので、その段階での予算措置（債務負担行為）は不要であるが、指定に係る議案を提出する時点で、町が指定期間内に支払うべき管理費用に係る債務負担行為を設定するものとする。

また、既存の施設については、年度途中で指定管理者制度に移行した場合、多方面への影響が懸念されることから、当初予算をもって委託料等の予算計上を行い、会計年度が始まる4月からの移行を基本とする。

したがって、必然的に平成18年4月には新制度への移行を開始するものとし、指定に係る議案は極力、平成17年12月議会に提案するとともに、平成18年度当初予算に必要経費を計上するものとする。（指定に係る議案を平成17年12月議会に提案した場合、12月補正予算で債務負担行為の設定）

キ 個人情報の保護に関する規定整備

施設利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個々の公の施設設置条例の中に、個人情報の管理に対し必要な措置を講ずる旨規定するとともに、個人情報保護条例中にも指定管理者の責務規定や個人情報の漏えい防止のための協定書等への明記に関する規定などを盛り込む方向で検討する。

具体的には、個人情報保護法に準拠した規定とすべく、現行の個人情報保護条例の全面改正に向けた検討を行っているため、これらの見直し作業の中で、個人情報保護制度運営審議会の意見を聴きながら規定を整備するものとする。

ク 指定管理者に対する情報公開請求の取扱い

指定管理者に対する情報公開請求の取扱いについては、情報公開条例の趣旨にのっとり、出資団体等が保有する情報と同様、原則公開の立場で条例上、所要の措置を講じていくものとする。

ケ 推進体制

制度導入に係る関係課との連絡調整、導入計画の検討、標準マニュアルの策定その他の制度全般に係る総合調整に関すること 【行政推進課】

関係条例、規則、協定書等の制定改廃の統括及び制度導入に伴う情報公開及び個人情報保護に係る規定の整備に関すること 【総務課(行政推進課)】

指定管理者の公募、候補者の選定、指定に係る議案の調製、協定の締結その他の具体的な手続に関すること 【各施設の管理主管課】

行政改革大綱第2次改訂版(平成15年度～17年度)の中で公共施設の民間委託の推進に係る調査研究について掲げられており、次期に策定する行政改革大綱第3次改訂版(平成18年度～20年度)においても、指定管理者制度を中心とした民間委託の推進について、引き続き盛り込んでいく予定となっていることから、今回あえて公の施設を所管する課の職員による「指定管理者制度導入に係る庁内検討委員会」のような内部検討組織は設けなくて、行政改革の一環として担当課長等による調整会議(事務局:行政推進課)の開催や個別ヒアリングの実施などにより対応策の検討を行うものとする。

こうした検討作業を経て、政策調整会議及び行政経営会議に付議し、方針等の決定を行う。

(2) 指定管理者(候補者)の選定方針

公の施設には、全町的なエリアをカバーする機能を持つものから、地域に密着したサービスを提供することを目的とするものまで、様々な形態を有している。また、社会福祉や男女共同参画など各種分野の拠点的役割を担うものもあり、それぞれの施設の特性や設置目的等を最大限活かす仕組みづくりが求められるものである。

そこで、指定管理者の選定にあたっては、各施設を次に掲げる3つの類型に分類

し、いずれの場合も施設の設置目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められたものを候補者として選定する。

民間分野と競合し、民間活力を最大限導入すべき施設

民間企業がすでに事業展開している分野で、民間の能力の活用により施設の効用を最大限に発揮し、利用者の平等な利用とサービスの向上が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる民間企業等を広く公募のうえ選定することとする。

(例)文化施設、スポーツ施設等

施設の管理運営にあたり資格等を必要とする施設

施設の管理運営にあたって資格等を必要とする施設については、上記に加え指定管理者になろうとする者の資格等に特別の条件を付し、公募のうえ選定することとする。

(例)福祉事業施設、医療施設等

住民活動の拠点となる施設

地域の人材を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できる施設については、公募せずに指定管理者に該当すると認められる住民活動団体などを選定することとする。

(例)地域コミュニティ施設等

(3) 指定管理者の選定基準の考え方

指定管理者の選定にあたっては、施設の利用形態が特殊なものを除き、民間事業者を含めた幅広い団体から選考する必要があるため、概ね次のような選定基準により行うものとする。

施設の運営が住民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の節減が図られるものであること。

施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

個人情報 の適正な取扱いが確保されるものであること。

その他施設ごとの管理又は利用形態などに応じて定める基準に適合するものであること。

また、指定管理者の公募にあたっては、各施設ごとに「募集要領」を策定し、町ホームページ等に掲載するとともに、上記の選定基準を踏まえて「審査基準」を定めるものとする。

なお、これらの公募及び選定の基本となる候補者選定方法や公募の仕方を定めた「標準マニュアル」を別途整備するものとする。

(4) 指定管理者（候補者）選定委員会の設置・運営方針

指定管理者の候補者の選定にあたっては、候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を次により設置し運営するものとする。

委員会は、公の施設を所管する部署ごとに別に要綱をもって設置する。

委員会の委員は、外部の有識者又は住民から選出する委員を含めて構成することを原則とする。

委員会は、応募のあった申請者の中から順位をつけて候補者を内定し、行政経営会議に報告のうえ最終決定する。

公募によらないで指定を行う場合で、申請者から事業計画書等の提出を受けたときは、委員会による審査は行わない。

その他指定管理者の指定期間や利用料金制の採用など、指定に係る基本的事項を定める場合は、必要に応じて委員会の意見を聴くものとする。

4 本町における指定管理者制度導入にあたっての具体的対応方針と課題

(1) 既委託施設の対応（「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行する施設）

本町では現在「管理委託制度」により管理の委託をしている公の施設として、児童館及びありんこ作業所が該当し、今回の法改正に係る経過措置が適用になることから、早急な対応が求められるため、既委託施設の対応を優先し、次の考え方により処理するものとする。

なお、その他の直営施設については、次の（２）の導入にあたっての課題に掲げるとおり、今後の行政改革の推進スケジュールの中で調査検討を行っていくものとする。

児童館関係

既設の１６児童館については、本町の地域特性や児童館業務の実態を考えると、児童の健全育成を第１目的としつつも、行政区や町内会の会合など地域集会施設としての位置付けもされており、こうした住民活動の拠点となる施設としての性格を持ち合わせていることから、児童館の建設にあたっては、建設事業費の一部を行政区負担としている

このような経緯から、地域の人材を活用した現行の行政区による管理運営が最も事業効果が期待できる施設であるため、現行の行政区以外の団体を指定管理者とすることは事実上困難と考えられる。したがって、公募による選定を行わないで、現行行政区を指定管理者に指定するものとし、遅くとも平成１７年１２月議会において児童館条例の改正、平成１８年３月議会で指定管理者の指定に係る議案を提出する一連の手続を経るものとする。

なお、本町の各児童館の管理委託に係る契約期間は５年間となっているため、指定管理者としての指定期間についても５年を基本とする。

また、平成17年度に建設予定の大塚児童館については、当該年度末までに完成する予定であるため、児童館条例の改正（施設の設置）は平成17年12月議会、指定の手続は既設児童館と一緒に平成18年3月議会において行うものとする。

ありんこ作業所関係

現在の心身障害者作業所条例では、ありんこ中津作業所及び高峰作業所の2施設が設置されており、社会福祉協議会に管理委託をして1年契約で更新している状況である。

通常、福祉事業施設や医療施設は、指定管理者になろうとする団体やその構成員が一定の資格等を有していることが必要条件となる場合が多いが、本施設について現時点では特に資格等を必要としないため、特別な資格要件は付さないで、広く福祉事業者の中から公募を行い選定するものとする。

その後、遅くとも平成17年12月議会まで（公募及び候補者選定作業があるため、できれば平成17年9月議会）に心身障害者作業所条例の改正、また遅くとも平成18年3月議会までに指定管理者の指定議案を提出する一連の手続を経るものとする。

なお、指定管理者の指定期間については、5年以内を基本とする。

(2) 指定管理者制度導入にあたっての課題

条例改正に係る条文検討 [担当：総務課・行政推進課・福祉課・生涯学習課]

児童館条例及び心身障害者作業所条例の一部改正に係る条文等の検討作業は、今後、行政推進課、総務課（法制担当）及び各担当課で具体的な協議を行い、平成17年9月議会提案を目標に原案を作成し、政策調整会議及び行政経営会議に付議する。

また、個人情報保護条例の見直しについても、総務課を中心に所要の検討を進める。

行政区との調整（児童館）[担当：生涯学習課]

指定管理者制度への移行に伴って事業報告書の提出義務など、各行政区において今後、児童館の管理に関する新たな業務も生じてくるため、平成17年度当初において各行政区への理解及び区長との事前調整を行う。

社会福祉協議会との調整（ありんこ作業所）[担当：福祉課]

指定管理者制度への移行に伴って、社協以外の福祉関係団体やNPOなども参入してくることも考えられるため、社協との事前調整や各種の情報収集を行う。

その他の公の施設における指定管理者制度を活用した民間委託の検討[行政推進課・各施設の管理主管課]

現在、管理委託制度により管理の委託を行っている児童館及びありんこ作業所以外の公の施設で、今後、管理経費の節減や利用者に対するサービス向上、職員定数の削減などの観点から、指定管理者制度を活用して民間委託が実施可能な施設について、検討を行う必要性が生じてきている。

従来の施設の民間委託は法的な制約があったため、一部の業務に限定した委託、また委託先も公共的団体や出資法人等に限られていたが、今後、全国自治体において指定管理者制度を活用した民間委託に拍車がかかることが予想される。

そこで、本町においても前述のとおり、今後の行政改革大綱に基づき民間委託を推進していく中で、行政評価制度などの手法を用いて、既設の保育園、公民館、体育施設、都市公園、愛川聖苑、農村環境改善センターや今後新設する郷土資料館などの公の施設において、指定管理者制度の導入が基本的に可能か否かについて個々に調査検討を加え、よりよい施設管理のあり方についての方向性を見出ししていくものとする。

事務担当は、総務部行政推進課行政管理班

電 話 0 4 6 (2 8 5) 2 1 1 1

F A X 0 4 6 (2 8 6) 5 0 2 1

電子メール gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp